

訪問介護 利用契約書

株式会社 M' s familia
訪問介護ファミリア

訪問介護契約書

〇〇 〇〇様（以下「利用者」と略します。）と株式会社 M' s familia が開設する訪問介護ファミリア（以下「事業所」と略します。）は、事業所が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業所は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

① 訪問介護

（個別サービス計画の作成及び変更）

第2条 事業所は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業所はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

2 事業所は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第3条 事業所が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業所は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

第4条 利用者は、事業所からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」の記載に従い、事業所に対し、利用者負担金を支払います。

2 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりです。

3 利用者が、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業所へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(利用料の変更)

第5条 事業所は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第6条 利用者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業所は、利用者に対し、14日以上のお猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約することができます。

2 事業所は、前項の解約をした場合には、担当の介護支援専門員及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(利用者の解約権)

第7条 利用者は、2週間前までの予告期間を設けることにより、事業所に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

一、 事業所が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合

二、 事業所が、第11条に定める守秘義務に違反した場合

三、 事業所が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為

を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業所の解約権)

第8条 事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により1か月前の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 一. 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- 二. 利用者が事業所の通常の事業の実施地域外に転居し、事業所においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

2 事業所は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 一. 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 二. 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 三. 第7条に基づき、事務所から解約の意思表示がなされた場合
- 四. 第9条に基づき、事務所から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 五. 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- 六. 利用者が特定施設入所者生活介護又は認知証対応型共同生活介護もしくは地域密着型特定施設入所者生活介護を受けることとなった場合
- 七. 利用者が小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合
- 八. 利用者が看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合
- 九. 利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- 十. 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第10条 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業所の責任を問え

ない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業所は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

- 第11条 事業所及び事業所の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- 2 事業所は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
 - 3 事業所は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員及び居宅サービス事業所との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業所は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

(苦情処理)

- 第12条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業所の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業所は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
 - 3 事業所は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(ハラスメント)

- 第13条 事業所は適切な指定訪問介護を提供する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとしします。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間（請求の根拠となる記録については5年間）保存します。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業所に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業所は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業所の協議により定めます。

(情報の公表)

第16条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める介護保険法の規定に基づき、ホームページ及び施設内掲示等において公表します。

以上のとおり、居宅介護サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業所の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

年 月 日

(事業所) 私は、利用者の申し込みを受諾し、この契約の定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業所 所在地 広島県広島市南区段原南一丁目18番16号

事業者名 株式会社 M' s familia

事業所名 訪問介護ファミリア

職・氏名 管理者 増野沙奈 印

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利用者 住所
氏名 印

(家族)

家族代表 住所
氏名 印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住所
氏名 印
本人との続柄

(立会人) 私は、(※利用者との続柄)として、この契約に立ち会いました。

住所
氏名 印